

基本施策

個別施策

F 1	人権が尊重され、様々な分野で男女が参画する社会を実現します
-----	-------------------------------



F 1-1	人権啓発を推進します
F 1-2	人権侵害の被害から市民を守ります
F 1-3	男女共同参画に関する意識の醸成を図ります

F 2	高齢者が暮らしやすい地域づくりを進めます
-----	----------------------



F 2-1	地域包括ケアシステムの構築を進めます
F 2-2	高齢者の社会参加を促進します
F 2-3	地域の支援体制を構築します
F 2-4	介護サービスの充実を図ります

F 3	障害者が暮らしやすいまちづくりを進めます
-----	----------------------



F 3-1	個々の障害や特性に合った療育・サービス提供の充実を図ります
F 3-2	障害者の就労や生活の安定を支援します
F 3-3	障害者が地域で安心して暮らせる環境づくりを進めます

F 4	安心して子どもを生み育て、子どもの健やかな育ちを図ります
-----	------------------------------



F 4-1	母と子の健康増進を図ります
F 4-2	子育て支援の充実を図ります
F 4-3	子どもの成長を育む環境の充実を図ります
F 4-4	ひとり親家庭等の自立を支援します
F 4-5	結婚を希望する独身男女の婚活を支援します

F 5	原爆被爆者の援護を充実します
-----	----------------



F 5-1	被爆者が保健・医療・福祉サービスを受けやすい環境を整えます
F 5-2	被爆体験者への支援の充実を図ります
F 5-3	被爆実態に関する調査研究を促進します

F 6	暮らしのセーフティネットを充実します
-----	--------------------



F 6-1	生活困窮者の生活を安定させます
F 6-2	生活保護受給者の就労を支援します

F 7	自らすすめる健康づくりを推進します
-----	-------------------



F 7-1	市民の自主的な健康づくり活動を支援します
F 7-2	健康づくり環境の充実を図ります
F 7-3	歯科口腔保健を推進します

F 8	安心できる衛生環境を確保します
-----	-----------------



F 8-1	感染症の発生と感染拡大を防止します
F 8-2	飲食物、生活環境等による健康被害発生を防止します

F 9	安心できる医療環境の充実を図ります
-----	-------------------



F 9-1	救急医療体制の充実を図ります
F 9-2	地域医療提供体制の充実を図ります

基本施策 F 1

人権が尊重され、様々な分野で男女が参画する社会を実現します

5年後にめざす姿	対 象	意 図
	市民が	互いの人権が尊重された社会で暮らしている。

個別施策 F 1-1 人権啓発を推進します

5年後にめざす姿	対 象	意 図
	市民が	人権について正しく理解している。

取組方針 1 人権啓発の推進

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		
		29	30	31
人権啓発活動事業 【人権男女共同参画室】	○人権尊重の態度を習慣として身に付け実行していただける社会の実現のため、人権尊重の理念を普及させ、市民が人権問題に対する正しい理解と認識を深めるため、人権に関する講演会の開催や啓発資料を配布する。			

個別施策 F 1-2 人権侵害の被害から市民を守ります

5年後にめざす姿	対 象	意 図
	市民が	人権侵害の被害から守られている。

取組方針 1 人権侵害に関する相談体制の充実

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		
		29	30	31
男女生活相談事業 【人権男女共同参画室】	○家庭や職場などにおける性別による差別的取扱い、DV、セクシュアルハラスメント等の人権侵害を受けた被害者等が孤立して悩むことがないように支援する。			
児童虐待防止対策事業 【子育て支援課】	○児童虐待の発生予防及び早期発見に努め、関係機関と連携した早期対応等の継続的な支援の充実を図る。 ・長崎市親子支援ネットワーク地域協議会（要保護児童対策地域協議会）の開催 ・事例検討会の開催 ・児童虐待防止研修会の開催 ・メール相談の実施 ・親子の心の相談の実施 ・児童の安全確認等のための早期対応の徹底			
成年後見制度利用支援事業 【高齢者すこやか支援課】	○一人暮らし高齢者等で、十分な判断能力がなく、また保護者がいないため介護保険サービス等を受けることができない方に、本人保護の必要性を確認のうえ、成年後見人の選任の申立て支援を行う。 また、関係機関との情報交換及び普及啓発を通じ、課題等についての協議を行うとともに、制度をより有効的・効果的に利用できる体制を整える。			
成年後見制度利用支援事業 <※再掲：F3-3> 【障害福祉課】	○障害者の権利擁護を図るため、身寄りがなく、判断能力が十分でない知的障害者、精神障害者について、市長が家庭裁判所に対し、後見人等の選任を求めて申し立てを行う。費用負担が困難な場合には、市が経費の一部又は全部を負担する。			

個別施策 F1-3	男女共同参画に関する意識の醸成を図ります
------------------	-----------------------------

5年後にめざす姿	対 象	意 図
	市民が	男女共同参画について理解を深め、その実現に向けて行動している。

取組方針 1	男女共同参画に関する意識啓発
---------------	-----------------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		
		29	30	31
啓発広報事業 【人権男女共同参画室】	○男女がお互いを尊重し、社会の対等な構成員としてあらゆる分野での活動に参画できる健全な社会の構築に向け、男女共同参画の内容や必要性について市民及び事業者が理解を深めるための啓発を行う。			

基本施策 F 2

高齢者が暮らしやすい地域づくりを進めます

5年後にめざす姿	対 象	意 図
	高齢者が	生きがいをもち、地域で支え合い安心して暮らしている。

個別施策 F 2-1	地域包括ケアシステムの構築を進めます
-------------------	---------------------------

5年後にめざす姿	対 象	意 図
	高齢者が	できる限り、その有する能力に応じ、自立した生活をしている。

取組方針 1	在宅医療と介護の連携
---------------	-------------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		
		29	30	31
地域ケア会議推進事業 【高齢者すこやか支援課】	○在宅生活を中心とした地域の課題を把握・集約するため、地域包括支援センターにおいて地域ケア会議を開催する。			
在宅医療・介護連携推進事業 <※再掲：F9-2> 【地域包括ケアシステム推進室】	○住み慣れた地域で最期まで暮らし続けられるよう、在宅医療及び介護連携推進の拠点となる「包括ケアまちなかラウンジ」の機能強化を図るとともに、各関係機関と連携した多職種協働の研修及び市民向け講座等、普及啓発を実施する。			
在宅支援リハビリセンター推進事業 【地域包括ケアシステム推進室】	○地域における高齢者の心身機能の低下を予防し、自立支援と社会参加に向けてリハビリ専門職が地域に積極的に関与し、医療・福祉・介護の関係職種と連携・協力して在宅での生活を支える地域リハビリテーション体制づくりのため、在宅支援リハビリセンター推進事業を実施する。	←—————→		

取組方針 2	多様な生活支援サービス等の確保
---------------	------------------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		
		29	30	31
生活支援体制整備事業 【地域包括ケアシステム推進室】	○生活支援体制整備のため地域包括ケア推進協議会の予防・生活支援部会を活用し、協議体の設置、生活支援コーディネーターの配置を行う。			
多機関型包括的支援体制構築モデル事業 【地域包括ケアシステム推進室】	○高齢、障害、子育て、生活困窮など複数の課題を有する世帯に対し、ワンストップで受け止め、コーディネートする相談窓口を市内2箇所に設置し支援するとともに、多職種が連携し横断的に対応できる相談支援体制の構築を推進する。			検討中

個別施策 F 2-2	高齢者の社会参加を促進します
-------------------	-----------------------

5年後にめざす姿	対 象	意 図
	高齢者が	できる限り要介護状態にならないよう、生きがいをもち、自立した生活をしている。

取組方針 1	活動の場の整備
---------------	----------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		
		29	30	31
高齢者ふれあいサロン事業 【高齢者すこやか支援課】	○高齢者が地域の身近な場所で自主的に集い、交流する場である高齢者ふれあいサロンの開設及び活動を支援する。			

シルバー作品展開催事業 【高齢者すこやか支援課】	○高齢者の生きがいと一般市民の敬老精神の高揚を図るため、敬老の日を中心として、60歳以上の創作品を展示し、一般市民に公開する。			
高齢者交通費助成事業 【高齢者すこやか支援課】	○高齢者の社会参加の機会を増やし介護予防につなげるため、年度中に70歳以上に達する障害者を除く高齢者にバス・電車、タクシー又は船舶利用券のうち、いずれか1つを年1回5千円程度交付する。			

取組方針 2	就労を通じた生きがいの充実
---------------	----------------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		
		29	30	31
長崎市シルバー人材センター補助金 【福祉総務課】	○長崎市シルバー人材センターの健全な運営を支えるため、経費の一部として補助金を交付する。			

取組方針 3	地域で活動するボランティアの育成
---------------	-------------------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		
		29	30	31
介護予防ボランティア(あじさいサポーター・シルバー元気応援サポーター)養成事業 【高齢者すこやか支援課】	○介護予防の必要性やボランティア活動についての研修を行い、ボランティアを育成し、地域における介護予防事業に参加し高齢者の支援を行う。			
認知症地域支援体制整備事業 【高齢者すこやか支援課】	○認知症支援に関する認知症サポーター及びサポートリーダーを養成し、認知症高齢者を地域で見守る支援ネットワーク構築を推進する。			
地域支援ボランティアポイント事業 【高齢者すこやか支援課】	○日々のボランティア活動を通じて積極的に地域に貢献することを奨励・支援し、元気で生き生きと暮らすことのできる地域社会の実現をめざす。			

個別施策 F2-3	地域の支援体制を構築します
------------------	----------------------

5年後にめざす姿	対象	意図
		地域が

取組方針 1	地域の支援体制の構築
---------------	-------------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		
		29	30	31
避難行動要支援者支援事業 <※再掲：E1-2> 【高齢者すこやか支援課】	○災害時、自力で避難することができない避難行動要支援者の名簿を整理し、同意を得られた方の情報を避難支援等関係者へ提供し、平常時からの見守り、支援体制を整備する。 ○自治会ごとにささえあいマップを作成し、災害時に備える。			
友愛訪問委託事業 【高齢者すこやか支援課】	○65歳以上の一人暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯に対して民生委員が訪問し、日常生活の相談、助言等を行う。			

高齢者あんしんネットワーク協定 【高齢者すこやか支援課】	○高齢化が進み、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加するなか、住み慣れた地域で安心、安全な暮らしと地域における見守り体制を推進するため、高齢者あんしんネットワーク協定を締結する。			
徘徊高齢者SOSネットワーク事業 【高齢者すこやか支援課】	○徘徊の恐れのある認知症高齢者を早期に発見できるよう、関係機関の支援体制を構築し、高齢者の安全を確保するとともに、家族等を支援する。			

個別施策 F2-4	介護サービスの充実を図ります
------------------	-----------------------

5年後にめざす姿	対 象	意 図
	高齢者が	住み慣れた地域で生活を送っている。

取組方針 1	基盤整備の推進
---------------	----------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		
		29	30	31
小規模多機能型居宅介護事業所整備事業費補助金 【福祉総務課】	○「通い」を中心として、要介護者の様態や希望に応じて、「訪問」や「泊まり」を提供し、入浴・排せつ・食事等の介護、機能訓練等を行う事業所の整備に対して補助を行う。 ・整備期間：第6期介護保険事業計画期間（平成27～29年度） ・平成30年度以降の整備は、第7期（平成30～32年度）事業計画に基づく。	→		
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所整備事業費補助金 【福祉総務課】	○要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回と随時対応をあわせて行う事業所の整備に対して補助を行う。 ・整備期間：第6期介護保険事業計画期間（平成27～29年度） ・平成30年度以降の整備は、第7期（平成30～32年度）事業計画に基づく。	→		

取組方針 2	介護サービスの質の向上
---------------	--------------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		
		29	30	31
小規模多機能サービス連絡会、訪問介護連絡会との共催研修会事業 【介護保険課】	○介護人材の育成を図り、介護サービスの質の向上に寄与するため、小規模多機能サービス連絡会及び訪問介護連絡会が職員研修を開催するにあたり、会場の確保や講師の派遣などを行う。			

取組方針 3	家族介護者の支援
---------------	-----------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		
		29	30	31
家族介護支援事業 【高齢者すこやか支援課】	○在宅で介護している家族を支援し、介護の負担軽減を図るとともに、リフレッシュの機会を提供する。			

基本施策 F 3

障害者が暮らしやすいまちづくりを進めます

5年後にめざす姿	対 象	意 図
	障害者が	地域で自立した日常生活、社会生活を送っている。

個別施策 F 3-1 個々の障害や特性に合った療育・サービス提供の充実を図ります

5年後にめざす姿	対 象	意 図
	障害者が	必要とする療育・サービスの提供を受けている。

取組方針 1 障害の早期発見・早期療育

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		
		29	30	31
診療所事業 【障害福祉課】	○心身に障害があり、またはその疑いがある児・者に対して診療を行う。また、カンファランス（診断会議）における評価をもとに、個別の療育・リハビリテーション計画を作成し、医師又はセラピストによる療育・リハビリテーションを実施する。 ○小児科スタッフによるペアレントトレーニングや、保育所、幼稚園、認定こども園を対象とした巡回相談を行う。			
障害児等療育支援事業 【障害福祉課】	○障害児・者及びその保護者等に対し、外来又は訪問による療育指導を行うとともに、地域で障害児・者の支援に携わる保育所、幼稚園、小中学校の職員等に対する療育技術指導や障害児通所支援事業所及び医療機関等のスタッフを対象とした発達障害児支援技術講習会を実施する。			
発達障害啓発事業 【障害福祉課】	○発達障害に対する理解促進を図るため、市役所内外の関係機関で構成する「発達障害ネットワーク会議」を開催し、発達障害に関する支援の検討や意見交換を行うとともに、講演会を開催するなど啓発活動を行う。			

取組方針 2 地域支援体制の整備

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		
		29	30	31
障害福祉センター管理運営事業 【障害福祉課】	○在宅福祉の拠点施設である障害福祉センターにおいて、相談・療育・リハビリテーション・スポーツ・レクリエーションの各分野で専門性を有した柔軟かつ適切なサービスを総合的に提供する。			
障害者相談支援事業 【障害福祉課】	○障害者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害者やその家族などからの各種相談に応じ、関係機関との連携を図りながら、必要な情報の提供、助言、障害福祉サービスの利用支援等を行うとともに、障害者の権利擁護のために必要な援助を行う。			
心身障害者福祉医療費給付事業 【障害福祉課】	○経済的負担の軽減を図るため、重度及び中度障害者が健康保険による診療を受けたとき、医療機関へ支払った自己負担金の一部を助成する。			
日常生活用具給付事業 【障害福祉課】	○日常生活の便宜を図るため、在宅の重度障害者に対し、介護・訓練支援等の日常生活用具を給付又は貸与する。			
訪問入浴サービス事業 【障害福祉課】	○歩行困難、移送不可能な在宅の身体障害者で、入浴が困難な方に対し、訪問により居宅において入浴サービスを提供する。			

日中一時支援事業 【障害福祉課】	○日中において監護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障害児・者に活動の場を提供し、見守り、社会に適應するための日常的な訓練等を行う。			
配食サービス事業 【障害福祉課】	○在宅生活の継続と自立した生活の確保を図るため、食事の調理が困難な身体障害者に、栄養のバランスのとれた食事を利用者の希望日に提供する。			
障害者アート啓発事業 【障害福祉課】	○障害者への理解と芸術文化活動を通じた障害者の社会参加を推進するため、障害者が制作したアート作品の展示を行う作品展を開催する。			

個別施策 F3-2	障害者の就労や生活の安定を支援します
------------------	---------------------------

5年後にめざす姿	対 象	意 図
	障害者が	働く意欲と能力に応じた就労をしている。

取組方針 1	障害者の就労促進
---------------	-----------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		
		29	30	31
授産製品販売促進事業 【障害福祉課】	○障害者の店「はあと屋」の運営を通じ、福祉的就労を行う障害者の社会参加の促進と授産製品の売上げ向上、授産工賃アップを図る。			
障害者就労支援相談所運営事業 【障害福祉課】	○障害者の就労の促進を図るため、就労を希望する障害者に就労相談支援、雇用準備支援、就労に必要な情報の提供を行う。			
障害者就労体験事業 【障害福祉課】	○福祉的就労の場から一般就労を目指す障害者の就労スキルの習得・向上を図るため、障害者就労支援相談所など関係機関と連携し、長崎市立図書館での職場体験指導を行う。また、その後の一般就労支援に活かすため、実習期間中の業務評価を行う。			

個別施策 F3-3	障害者が地域で安心して暮らせる環境づくりを進めます
------------------	----------------------------------

5年後にめざす姿	対 象	意 図
	障害者が	地域で安心して居住している。

取組方針 1	障害者の自立支援
---------------	-----------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		
		29	30	31
住宅入居等支援（居住サポート）事業 【障害福祉課】	○賃貸借による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害者に対し、必要な調整、相談を通じて一般住宅への入居を支援する。			
住宅改修助成事業 【障害福祉課】	○在宅の重度身体障害者の日常生活を容易にするとともに、介護を行う家族等の負担軽減を図るため、手すりの取付け、床段差の解消、洋式便器等への取替えなど住宅改修に要した費用の一部を助成する。			
成年後見制度利用支援事業 <※再掲：F1-2> 【障害福祉課】	○障害者の権利擁護を図るため、身寄りがなく、判断能力が十分でない知的障害者、精神障害者について、市長が家庭裁判所に対し、後見人等の選任を求めて申し立てを行う。費用負担が困難な場合には、市が経費の一部又は全部を負担する。			

福祉緊急連絡装置設置事業 【障害福祉課】	○市内に居住する一人暮らしの重度身体障害者等に急病、災害等の緊急時に消防局、協力員等が救助、その他の措置を取るための装置を設置する。			
障害者交通費助成事業 【障害福祉課】	○心身障害者の自立更生を助成し、社会活動への参加を促進するため、バス、電車、タクシー、ガソリン、船舶いずれかの利用券を交付し、又はスマートカードの積み増しを実施する。			
重度障害者福祉タクシー利用助成事業 【障害福祉課】	○在宅の重度障害者が容易に外出できるようにするため、タクシー料金の一部を助成する。			
移動支援事業 【障害福祉課】	○社会生活上不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動の支援を行う。			
移送支援事業 【障害福祉課】	○車の横付けが困難な斜面地等に居住し、一人で歩行が困難な身体障害者に対し、移送支援サービス事業者を派遣して、自宅から自力で移動が可能な場所までの移送を行い、福祉施設の利用や通院等の外出を支援する。			
障害者自動車改造助成事業 【障害福祉課】	○重度身体障害者が、就労等に伴い自動車を取得する場合に、障害に応じた改造に要する費用の一部を助成する。			
障害者自動車運転免許取得助成事業 【障害福祉課】	○身体障害者が就労又は就労が見込まれる等社会活動上の必要性から自動車運転免許の取得を希望する場合に、その取得に要する費用の一部を助成する。			
点字・声の広報等発行事業 【障害福祉課】	○文字による情報入手が困難な障害者のために、点訳、音訳その他障害者に分かりやすい方法により、広報、水道使用料、介護保険料、その他障害者が地域生活をするうえで必要度の高い情報等を提供する。			
手話通訳者養成事業 【障害福祉課】	○聴覚障害者等の福祉に理解と熱意を有する者に、手話等の指導を行い、手話通訳者として養成する。			
手話通訳者派遣事業 【障害福祉課】	○聴覚障害者等が公的機関又は医療機関等に向く必要があるときで、適当な付添人が得られないため円滑な意思の疎通に支障がある場合に手話通訳者を派遣する。			
要約筆記者養成事業 【障害福祉課】	○聴覚障害者等の福祉に理解と熱意を有する者に、要約筆記等の指導を行い、要約筆記者として養成する。			
要約筆記者派遣事業 【障害福祉課】	○聴覚障害者等が公的機関又は医療機関等に向く必要があるときで、適当な付添人が得られないため円滑な意思の疎通に支障がある場合に要約筆記者を派遣する。			
盲ろう者向け通訳・介助員養成事業 【障害福祉課】	○盲ろう者の自立と社会参加を図るため、コミュニケーションの支援や外出時の移動等を介助する通訳・介助員を養成する。	←		
盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業 【障害福祉課】	○盲ろう者の自立と社会参加を図るため、コミュニケーションの支援や外出時の移動等を介助する通訳・介助員を派遣する。	←		
精神障害者社会参加促進事業 【地域保健課】	○精神障害者の社会復帰や社会参加の促進を支援する精神保健福祉ボランティアの育成や活動支援を行う。 ・精神保健福祉ボランティア研修 ・精神保健福祉ボランティア団体の育成指導			

基本施策 F 4

安心して子どもを生み育て、子どもの健やかな育ちを図ります

5年後にめざす姿	対 象	意 図
	子どもが	健康に生まれ健やかに育っている。

個別施策 F 4-1 母と子の健康増進を図ります

5年後にめざす姿	対 象	意 図
	妊産婦及び乳幼児が	健康な生活を過ごしている。

取組方針 1 妊娠から出産後まで切れ目のない支援の充実

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		
		29	31	31
乳児家庭全戸訪問事業 【こども健康課】	○家庭の孤立化を防ぎ、乳児の健全な養育環境の確保を図るため、生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、子育てに関する情報提供や養育環境の把握を行い、支援が必要な家庭を早期に発見して適切な支援につなぐ。			
養育支援訪問事業 【こども健康課】	○養育リスクを解決又は軽減し、児童虐待を防止するため、養育について問題を抱える家庭に対して、子育てに関する助言・指導・環境整備等を行う。			
軽中度難聴児補聴器購入費補助金 【こども健康課】	○身体障害者手帳の交付対象とならない18歳未満の軽中度の難聴児に対して、補聴器購入費の一部を助成することにより、聴力の向上や言語の発達を支援する。			
妊産婦健康診査事業 【こども健康課】	○妊婦の妊娠中毒症や貧血等の異常を早期に発見して治療につなぎ、安全な出産が迎えられるよう、妊婦の健康診査費用を負担し、受診の促進を図る。			
乳幼児健康診査事業 【こども健康課】	○乳幼児の健全な発育や発達を促すため、4か月児、7か月児、10か月児、1歳6か月児、3歳児の健康診査を実施する。視覚、聴覚、運動機能、発達等の障害や異常、その他の疾病を発見し、適切な保健指導を行う。			
母子健康手帳交付事業 【こども健康課】	○妊娠・出産・育児に関する一貫した健康管理を促すため、母子健康手帳を交付し、出産や育児に関する情報を提供する。			
父親のための育児手帳作成事業 【こども健康課】	○子どもが健やかに育つ環境を整えるため、育児中の父親が、子どもの成長過程を理解し、父親としての自覚を育みながら、パートナーと支えあって育児をするための手帳を配布する。			
母子保健訪問指導事業 【こども健康課】	○母子の健康増進を図り、児童虐待等を防止するため、妊産婦、新生児、未熟児等の家庭を訪問して妊娠・出産・育児に関する相談に応じ、必要な指導・助言を行う。			
母子栄養健康づくり事業 【こども健康課】	○健康で豊かな生活を送るための知識を普及するとともに、子育て仲間づくりの機会を提供して育児の孤立化を防ぐため、育児や栄養、歯科保健に関する健康教室等を開催する。			
産前産後支援事業 【こども健康課】	○妊娠、出産期の心身の不調や育児不安を軽減するため、保健師、助産師が相談支援を行うとともに、特に支援が必要な母子に対して心身のケアや育児の支援を行う。			
乳幼児健全発達支援事業 【こども健康課】	○発達面に問題がみられる乳幼児や育児不安感が強い母親等を対象に教室を開催し、相談や育児指導等を行うとともに、適切な親子の関わりがつけられるよう支援する。			

特定不妊治療助成事業 【こども健康課】	○子どもを望む夫婦を支援するため、医療保険が適用されず高額な医療費がかかる特定不妊治療に要する費用の一部を助成し、経済的負担を軽減する。			
わくわく歯みがき推進事業 【こども健康課】	○歯磨き習慣の定着を図るため、幼児健診の際に、幼児用・保護者用のハブラシを配布して歯磨きの指導を実施する。			
小児むし歯予防事業 【こども健康課】	○幼児期のむし歯の減少を図り、保健意識を高めるため、1歳6か月児健康診査の際に、希望者へのフッ化物塗布を行うとともに、歯科医院での無料受診券等を配布する。			

個別施策 F4-2	子育て支援の充実を図ります
------------------	----------------------

5年後にめざす姿	対 象	意 図
	子育て家庭が	子育ての喜びを実感し、安心して子どもを生み育てている。

取組方針 1	子育て家庭への支援の充実
---------------	---------------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		
		29	30	31
子育て応援情報発信事業 【子育て支援課】	○子育て家庭が必要とする情報を提供するため、子育て家庭の視点で収集・整理し、分かりやすくタイムリーに発信する。 ・子育て応援情報ホームページ「イーカオ」の更新 ・子育てガイドブックの更新・配布			
こども総合相談事業 【子育て支援課】	○子どもの権利を擁護するとともに児童福祉の向上を図るため、子どもや子育てに関する全般の問題について家庭その他からの相談に応じ、援助活動を行う。			
親育ち学びあい事業 【子育て支援課】	○子育て中の保護者を対象に、グループによる話し合い等を通して子育てに対する精神的な負担の軽減等を図り、しつけに関する実践方法を学ぶとともに、保護者同士の仲間づくりを促進する講座を開催する。 ・初めてママ講座 （第1子で生後6か月未満の母親のための母子絆づくり講座） ・のびのび子育て講座 （未就学児を持つ保護者による子育てグループワーク）			
子ども医療対策事業 【子育て支援課】	○子どもの健康保持と子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、小学校卒業までの児童（※）を対象に保険診療に係る医療費の一部を助成する。 ※入院に係る医療費については、平成29年10月から中学校卒業までの生徒を対象を拡大する。			
子育て住まいづくり支援費補助金 <※再掲：E6-2> 【子育て支援課・住宅課】	○親世代への子育ての相談・アドバイス、急な用事や残業の際の子どもの世話など、家族の支え合いにより子育てに係る負担軽減を図り、子育てしやすい環境をつくるため、三世同居・近居のための改修工事等の一部を助成する。	→		
交通遺児援助事業 【子育て支援課】	○交通事故により、父又は母が死亡した義務教育に就学する遺児を支援するため、交通遺児を監護する者に、教育手当と見舞金もしくは祝金を支給する。 ・教育手当、見舞金、入学祝金、卒業祝金			
子育て短期支援事業 【子育て支援課】	○児童及び家庭の福祉の向上を図るため、保護者が疾病等の社会的事由及び仕事等により家庭における児童の養育が一時的に困難となった時に、児童福祉施設においてその児童の養育を行う。 ・短期入所生活援助（ショートステイ）：児童福祉施設に宿泊させ、その児童の養育を行う。 ・夜間養護（トワイライトステイ）：児童福祉施設に通所させ、その児童の養育を行う。			

取組方針 2	地域で支える子育て支援の充実
---------------	-----------------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		
		29	30	31
子どもを守る取組推進事業 【子育て支援課】	○子どもが安心して生活し、学ぶことができる環境を整えるため、子どもに対するいじめ、児童虐待、体罰等に対する相談体制等の整備や専門委員会等を設置する。 ・子どもを守る連絡協議会の開催、子どもを守る専門委員会の設置 ・広報、啓発（カード及びリーフレット配布）			
子育てパパ講座開催事業 【子育て支援課】	○父親の子育てへの参加を促進するため、子どもや子育てに関することを学び、体験する講座を開催する。			
地域親子のふれあい支援事業 【子育て支援課】	○親子がふれあいながら子どもの遊びや育児について学ぶとともに、仲間づくりを促進し、孤独な育児にならないよう支援を行うため、地域の身近な場所に親子遊びの場として「お遊び教室」を開催する。 ・地域のふれあいセンターや公民館など35箇所、概ね月1回開催 ・民生・児童委員や主任児童委員、子育てサークルやボランティア等と協働で開催 ・保育士や保健師による育児や健康相談等を実施			
赤ちゃんの駅推進事業 【子育て支援課】	○子育て家庭が外出する際の負担軽減を図るため、授乳室やおむつ替えスペースがあり、市民に開放してくれる施設の情報を提供する。 ・赤ちゃんの駅の認定及び情報発信 ・認定施設へのステッカー配付			
子育て支援センター運営事業 【子育て支援課】	○育児をしている保護者の子育てに関する負担感を軽減するため、いつでも・だれでも、自由に、そして気軽に利用できる地域に密着した子育て支援センターを運営する。 ・「つどいの場」「相談の場」「情報提供の場」としての機能 ・民間団体による運営（市は補助金により支援）			
児童センター・児童館運営事業 【子育て支援課】	○児童の健康を増進し、その情操を豊かにするため、健全な遊びの場を提供する。 ・大浦児童センター、滑石児童館、土井首児童館、琴海児童館			
子ども広場運営事業 【子育て支援課】	○子育て中の保護者や子どもに安心して過ごすことのできる場を提供する。			
ファミリー・サポート・センター運営事業 【子育て支援課】	○子育て家庭の負担軽減を図るため、子育ての援助を受けたい人と援助をしたい人が会員となって、地域の中で一時的な子育ての助け合いを行う住民参加型の組織「ファミリー・サポート・センターながさき」を運営する。			
民間児童館運営費補助金 【子育て支援課】	○地域児童の健全育成を図るため、民間児童館の運営に必要な経費を補助し、その創意工夫・柔軟な対応等の特色を生かし、地域の実情・需要に応じた活動の積極的な取組みを支援する。 ・長崎北児童館			

個別施策 F4-3	子どもの成長を育む環境の充実を図ります
------------------	----------------------------

5年後にめざす姿	対 象	意 図
		子どもが

取組方針 1	多様な保育ニーズへの対応
---------------	---------------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		
		29	30	31
児童福祉施設整備事業費補助金（民間保育所） 【幼児課】	○入所児童の保育環境の向上及び保育所待機児童の解消を図るため、民間保育所において定員増を伴う増改築等及び老朽施設の施設整備にかかる経費を助成する。 ・平成29年度（見込）：2施設			

児童福祉施設整備事業費補助金（認定こども園） 【幼児課】	○保育所待機児童の解消及び多様な保育需要への対応を図るため、定員増を伴う増改築等、老朽施設及び認定こども園への移行の施設整備にかかる経費を助成する。 ・平成29年度（見込）：4施設			
認定こども園移行支援費補助金 【幼児課】	○認定こども園への移行を支援するため、幼保連携型及び幼稚園型認定こども園として認可を受ける私立幼稚園等に対し、移行に際して必要な人件費の一部を助成する。			
特定教育・保育施設等実施事業費補助金 【幼児課】	○多様な保育サービスへの需要に対応するため、延長保育等の保育サービスを実施する民間保育所等に助成する。 ・延長保育促進事業（保護者の就労時間、勤務時間等を考慮し、通常の利用時間以外に引き続き延長保育を実施する保育所等に助成） ・障害児保育対策事業（精神又は身体に障害のある児童で特別児童扶養手当の支給対象となっている児童を保育するため保育士を加配した保育所等に助成） ・発達促進保育特別対策事業（精神又は身体に障害があり、若しくは発達遅滞のある児童を入所させ、保育するため保育士を加配した保育所等に助成）			
一時預かり費補助金 【幼児課】	○保護者のさまざまな事情により緊急・一時的に保育が必要な就学前児童を保育所等の場所で預かる経費の一部を助成する。			
幼稚園在園児対象型一時預かり費補助金 【幼児課】	○家庭において保育を受けることが困難になった園児を、幼稚園・認定こども園で一時的に預かるために要する費用を補助する。 ・平成29年度（見込）：24園			
病児・病後児保育事業 【幼児課】	○保護者の就労等の理由により、病気又はその回復期にある児童（乳児・幼児又は小学校に就学している児童）で、集団保育及び家庭で保育できない場合、その児童を一時的に保育するため、適切な処遇が確保される医療機関等に事業を委託する。 ・平成29年度（見込）：6施設			
産休・病休代替職員費補助金 【幼児課】	○児童福祉施設等の職員が、出産又は傷病のため休暇を取得する場合において、その職員の母体の保護又は専心療養の保障を図りつつ、入所児童等の処遇を確保するために代替職員を雇用した賃金の一部を助成する。			
民間保育所等運営費補助金 【幼児課】	○民間保育所等の運営及び保育内容の充実並びに職員の処遇向上を図るため助成する。 ・平成29年度（見込）：110箇所（民間保育所等）			
長崎市保育会研修費等補助金 【幼児課】	○長崎市保育会が行う保育士等の研修事業活動費を助成する。			
認可外保育施設運営費補助金 【幼児課】	○保育サービスの供給を増やし子どもを安心して育てることができるような体制整備を行うことを目的とし運営に要する費用の一部を補助する。 ＜通常分＞ ○認可外保育施設として一定の要件を満たす施設に対して、入所児童を良好な環境で安全に保育し施設の維持向上を図るために、職員研修費や管理費等の運営費を補助する。 ・平成29年度（見込）：9施設			
私立幼稚園預かり保育促進費補助金 【幼児課】	○私立幼稚園が実施している通常の幼稚園教育時間の終了後等に希望する者を対象に行う「預かり保育」の利用者のうち、保育が必要な子の保護者に対して、預かり保育料の一部を支援し、保護者負担の軽減を図るとともに、預かり保育の推進を図ることで、保育所待機児童の解消につなげる。			
私立幼稚園就園奨励費補助金 【幼児課】	○新制度に移行しない私立幼稚園が園児の入園料・保育料を世帯の所得状況に応じて減免する場合、減免相当額を私立幼稚園に補助し、保護者の経済的負担の軽減を図ることにより、幼稚園への就園を奨励する。			
私立幼稚園振興費補助金 【幼児課】	○私学の振興並びに私立幼稚園の教育条件の向上及び保護者の負担軽減を図るため、本市区域内にある私立幼稚園に対し学校運営に係る経費の一部を補助する。 ・平成29年度（見込）：44園			

私立幼稚園協会補助金 【幼児課】	○教職員の資質向上を図るため、長崎市私立幼稚園協会の研修事業を助成する。			

取組方針 2	放課後等における児童の安全・安心な居場所の確保
---------------	--------------------------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		
		29	30	31
放課後児童健全育成事業 【こどもみらい課】	○放課後等における児童の健全な育成を図るため、必要な支援を行う。 ・運営団体への支援（運営費等補助金の交付） ・放課後児童支援員等研修の実施 ・放課後児童クラブ施設的环境整備（施設修繕など）			
放課後児童クラブ施設整備 【こどもみらい課】	○施設の狭あい化の解消のため、放課後児童クラブ施設の整備を行う。（伊良林小学校・仁田佐古小学校ほか）			
放課後子ども教室推進事業 【こどもみらい課】	○放課後又は週末等に小学校等を使用し、地域と学校が連携・協力して、学習や様々な体験・交流活動の機会を提供することにより、すべての児童が安全・安心に過ごすことができるよう、放課後子ども教室を推進し、地域における居場所を確保する。			

取組方針 3	幼保小連携の強化
---------------	-----------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		
		29	30	31
幼保小連携推進事業 <※再掲：G1-2、G1-3> 【学校教育課】	○幼児期の教育と小学校の教育の円滑な接続の推進に向け、子どもたちの育ちや学びを連続的に捉えるため、幼稚園・保育所・小学校が連携して相互理解や交流を行う。 ・「手引書」及び「リーフレット」の活用、関係研修会の実施 ・「あ・は・は運動」の推進・充実			

個別施策 F4-4	ひとり親家庭等の自立を支援します
------------------	-------------------------

	対 象	意 図
5年後にめざす姿	ひとり親家庭等が	自立した生活を送っている。

取組方針 1	ひとり親家庭等の自立支援
---------------	---------------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		
		29	30	31
ひとり親家庭自立支援助成事業 【子育て支援課】	○母子家庭の母・父子家庭の父が安定的な収入を得ることにより自立した生活を送ることができるよう、よりよい就業に向けた能力開発のための支援を行う。 ・自立支援教育訓練給付金 ・高等職業訓練促進給付金等			
母子父子自立支援プログラム策定事業 【子育て支援課】	○児童扶養手当受給者等の自立を促進するために、ニーズに応じた自立支援計画書を策定し、ハローワーク等関係機関と連携して継続的に就業を支援する。			
ひとり親家庭等自立促進センター事業 【子育て支援課】	○長崎県と共同で、母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦の自立促進のため、一貫した就業支援サービスを提供し、就業等による自立を促進するとともに、養育費等の専門家による法律相談等を実施する。 ・就業等に関する相談、求人開拓 ・セミナー、講習など ・求人情報、職業訓練情報の提供 ・弁護士等の専門相談			

ひとり親家庭等日常生活支援事業 【子育て支援課】	○母子家庭、父子家庭及び寡婦の家庭生活の安定を図るため、保護者の修学や疾病等により、一時的に生活援助、保育サービスが必要な場合や生活環境の激変により日常生活を営むのに支障が生じている場合に家庭生活支援員を派遣する。			
母子生活支援施設白菊寮運営事業 【子育て支援課】	○配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、保護するとともに自立促進のためにその生活を支援する。			
ひとり親家庭・寡婦医療対策事業 【子育て支援課】	○健康保持と経済的負担の軽減を図るため、20歳未満の子を現に監護するひとり親家庭等の母・父とその子、父母のいない子及び寡婦を対象に保険診療分にかかる費用の一部を助成する。			
母子父子寡婦福祉資金貸付事業 【子育て支援課】	○母子家庭の母及びその扶養する児童、父子家庭の父及びその扶養する児童、父母のない児童、寡婦等の世帯に経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせて福祉を増進するため、必要な資金の貸し付けを行う。			

個別施策 F4-5	結婚を希望する独身男女の婚活を支援します
------------------	-----------------------------

5年後にめざす姿	対 象	意 図
	結婚を希望する独身男女が	婚活における出会いの機会を得ている。

取組方針 1	婚活支援の充実
---------------	----------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		
		29	30	31
「ながさきで婚活」応援事業 【長崎創生推進室】	○結婚の意思を持つ独身男女の希望をかなえられるよう、結婚活動、いわゆる「婚活」を支援するため、出会いの場を創出する取り組みや、婚活イベントを実施する民間事業者や企業・団体と連携し、婚活事前セミナーを開催する。			

基本施策 F5

原爆被爆者の援護を充実します

5年後にめざす姿	対 象	意 図
	被爆者等が	安心して暮らしている。

個別施策 F5-1	被爆者が保健・医療・福祉サービスを受けやすい環境を整えます
-----------	-------------------------------

5年後にめざす姿	対 象	意 図
	被爆者が	安心して保健・医療・福祉サービスを受けている。

取組方針 1	被爆者援護の充実
--------	----------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		
		29	30	31
長崎原子爆弾被爆者援護強化対策協議会 ＜※再掲：F5-2、F5-3＞ 【調査課】	○長崎市及び長崎市議会で組織する「長崎原子爆弾被爆者援護強化対策協議会（原援協）」で、国等に対し要望活動を行う。			
広島・長崎原爆被爆者援護対策促進協議会 ＜※再掲：F5-3＞ 【調査課】	○広島・長崎両県市で組織する「広島・長崎原爆被爆者援護対策促進協議会（八者協）」で、国等に対し要望活動を行う。			
在外被爆者対策事業 （台湾被爆者対策事業） 【調査課】	○台湾における被爆者支援事業等の情報提供や各種申請等ができる体制を整えていくため、関係機関との連携強化を図るほか、現地被爆者に対する健康相談等事業を実施する。			
民間病院施設整備事業費補助金 （長崎原爆病院） 【地域医療室】	○被爆者が安心して医療を受けられる環境を整備するため、耐震性に加え、建物の狭隘化及び老朽化が顕在化している長崎原爆病院の建替えについて、国・県と協調して助成する。 ・事業期間：平成27～31年度			→
民間病院施設整備事業費補助金 （長崎原爆病院） 【地域医療室】	○被爆者が安心して医療を受けられる環境を整備するため、長崎原爆病院の建替えに伴う医療機器の整備について、国・県と協調して助成する。 ・事業期間：平成28～31年度			→
訪問介護及び介護保険等利用被爆者助成事業費 【援護課】	○被爆者が介護サービス等を利用した際に生じる自己負担額を国の補助を受け助成する。			

個別施策 F5-2	被爆体験者への支援の充実を図ります
-----------	-------------------

5年後にめざす姿	対 象	意 図
	被爆体験者が	安心して支援を受けている。

取組方針 1	被爆体験者への支援の充実
--------	--------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		
		29	30	31
長崎原子爆弾被爆者援護強化対策協議会 ＜※再掲：F5-1、F5-3＞ 【調査課】	○長崎市及び長崎市議会で組織する「長崎原子爆弾被爆者援護強化対策協議会（原援協）」で、国等に対し要望活動を行う。			

個別施策 F5-3	被爆実態に関する調査研究を促進します
------------------	---------------------------

5年後にめざす姿	対 象	意 図
	原爆被爆の実態が	調査により把握されている。

取組方針 1	原爆被爆による人的被害の実態把握
---------------	-------------------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		
		29	30	31
原爆被爆者動態調査事業 【調査課】	○長崎市に投下された原子爆弾による人的被害の実態を明らかにするため、既存の資料等を調査し、原爆被爆者・死没者のデータベースの整備を行う。			

取組方針 2	原爆放射線の身体的・遺伝的影響に関する調査研究の推進
---------------	-----------------------------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		
		29	30	31
長崎市原子爆弾放射線影響研究会 【調査課】	○原爆被爆者援護行政の施策の推進につなげるため、医学、物理学及び疫学の専門家で構成される「長崎市原子爆弾放射線影響研究会」において、原子爆弾の放射線による人体への影響に関する様々な研究事項について、専門的見地からの情報及び意見交換等を行う。			

取組方針 3	被爆二世に対する健康診断内容の充実
---------------	--------------------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		
		29	30	31
長崎原子爆弾被爆者援護強化対策協議会 <※再掲：F5-1、F5-2> 【調査課】	○長崎市及び長崎市議会で組織する「長崎原子爆弾被爆者援護強化対策協議会（原援協）」で、国等に対し要望活動を行う。			
広島・長崎原爆被爆者援護対策促進協議会 <※再掲：F5-1> 【調査課】	○広島・長崎両県市で組織する「広島・長崎原爆被爆者援護対策促進協議会（八者協）」で、国等に対し要望活動を行う。			

基本施策 F 6

暮らしのセーフティネットを充実します

5年後にめざす姿	対 象	意 図
	生活困窮者や生活保護受給者が	健康で文化的な生活を維持している。

個別施策 F 6-1	生活困窮者の生活を安定させます
------------	-----------------

5年後にめざす姿	対 象	意 図
	生活困窮者が	適切な助言や支援を受け、安定した生活をしている。

取組方針 1	生活保護や生活支援相談の実施
--------	----------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		
		29	30	31
生活保護面接相談事業 【生活福祉1課・生活福祉2課】	○生活保護等の生活相談に対して、相談者の状況に応じた適切な助言及び関係機関・各種制度を利用した支援を行う。			
生活困窮者支援相談事業 【生活福祉2課】	○生活困窮者に対する「就労支援等の自立に関する相談支援」・「家計管理、債務整理等の家計相談支援」・「離職し求職している方への住居確保給付金の相談・受付」を行う。			

取組方針 2	貧困の連鎖防止対策の実施
--------	--------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		
		29	30	31
学習支援事業 【生活福祉2課】	○貧困の連鎖を防止するため、生活保護世帯等の子どもを対象とした学習会を開催し、学習の支援、居場所の提供、社会性の育成を行う。			
子どもの健全育成支援事業 【生活福祉2課】	○専門相談員が関係機関と連携して、引きこもりや不登校など子育てに問題を抱える生活保護世帯を支援する。			

個別施策 F 6-2	生活保護受給者の就労を支援します
------------	------------------

5年後にめざす姿	対 象	意 図
	就労可能な生活保護受給者が	個々の状況に応じた就労支援を受け、就職している。

取組方針 1	生活保護受給者への就労支援
--------	---------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		
		29	30	31
生活保護受給者就労支援事業 【生活福祉2課】	○生活保護受給者の自立を図るため、ハローワーク、生活福祉2課に配置するハローワークOB等の就労支援員、就労支援担当ケースワーカー及び民間の有料職業紹介事業者、社会的自立支援員が連携して生活保護受給者の就労支援を行う。			

基本施策 F 7

自らすすめる健康づくりを推進します

5年後にめざす姿	対 象	意 図
	市民が	心身ともに健康でいきいきと暮らしている。

個別施策 F 7-1	市民の自主的な健康づくり活動を支援します
------------	----------------------

5年後にめざす姿	対 象	意 図
	市民が	自主的な健康づくり活動を実践している。

取組方針 1	健康づくり運動「第2次健康長崎市民21」の推進
--------	-------------------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		
		29	30	31
生活習慣病予防対策事業 (野菜摂取強化事業) (運動推進事業) 【健康づくり課】	○生活習慣病予防のため1日350gの野菜摂取を促す。 ・イベント、健康教室、健康相談を通じた啓発 ○生活習慣病予防のため運動を推進する。 ・ウォーキングおよびノルディックウォーキングの普及 ・健康遊具の活用			
ラジオ体操元気応援事業 【健康づくり課】	○地域で取り組む健康づくりを推進するために、気軽に取り組みやすいラジオ体操を普及する。 ・夏休み地域一斉ラジオ体操の推進 ・ラジオ体操講習会の実施 ・ラジオ体操自主グループの募集と情報公開 ・健康づくり推進員によるラジオ体操の普及			

取組方針 2	健康づくり推進員の育成
--------	-------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		
		29	30	31
地域健康づくり推進事業 【健康づくり課】	○自主的な健康づくりに取り組む市民を増やす。 ・食生活改善推進員をはじめとした地域の健康づくりに取り組むボランティアの育成を行う ○健康づくり推進員間の連携強化と地域における健康づくり活動を充実させる。 ・研修会、交流会（地域別、全体）の開催 ・地域活動の連携（サロン活動や各種イベント等の協働活動） ○健康づくり推進員の意欲増大に取り組む。 ・活動環境の整備 ・活動の周知・PR			

個別施策 F7-2	健康づくり環境の充実を図ります
------------------	------------------------

5年後にめざす姿	対 象	意 図
	市民が	健康増進のための正しい知識を習得し、健康管理に努めている。

取組方針 1	健康診査・各種がん検診の実施
---------------	-----------------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		
		29	30	31
特定健診・がん検診受診率向上対策事業 【国民健康保険課・健康づくり課】	○特定健康診査受診率を向上させる。 ・TVCＭ等メディア媒体の活用などによる受診勧奨事業の実施 ・未受診者や受診率の低い年齢層などターゲットをしぼった周知・啓発の強化 ・県内統一強化月間における各種キャンペーンの実施 ○がんの早期発見・早期治療につなげ、がんによる死亡を減少させるため、わかりやすい情報発信を行うとともにがん検診を受診しやすい環境づくりを進め、がん検診受診率を向上させる。 ・平成26年度～：福祉系システムを利用した未受診者への受診勧奨			
胃がんリスク検診事業 【健康づくり課】	○40歳、45歳、50歳、55歳、60歳の方を対象に、血液検査でペプシノゲンの量とピロリ菌の有無を調べることにより、胃がんになるリスクを把握し、胃がんの予防、早期発見につなげる。			
人間ドック・脳ドック健診費助成事業 【国民健康保険課】	○疾病を早期発見し、早期治療につなげるため、満30歳以上の国民健康保険被保険者に対して、人間ドック・脳ドック健診費の助成を行う。			
後期高齢者医療健康診査事業 【後期高齢者医療室】	○後期高齢者医療被保険者の生活習慣病の早期発見及び重症化予防を目的として、長崎県後期高齢者医療広域連合からの委託に基づき、市内の医療機関等への再委託により実施する。 ・個別健診（医療機関で実施） ・集団健診（地区公民館等で実施） ・被爆者追加健診（被爆者健診と同時実施）			

取組方針 2	健康増進のための正しい知識の普及
---------------	-------------------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		
		29	30	31
精神保健対策事業 【地域保健課】	○精神障害者の早期治療、社会復帰の促進のために、相談や訪問指導、訓練指導を実施する。 ・精神保健相談・訪問指導 ・社会復帰のための訓練や社会参加の機会づくり ○地域住民の精神的健康の保持増進を図る。 ・精神保健福祉に関する正しい知識の普及啓発			
自殺防止啓発事業 【地域保健課】	○心の健康や自殺予防、また相談窓口の情報を掲載した自殺防止チラシを作成、配布して啓発を図る。 ○市民一人ひとりが心の健康や自殺予防に関心を持つよう、普及啓発を図る。 ・ゲートキーパーの養成 ・普及啓発のためのチラシの作成・配布 ・ストレスチェックのホームページへの掲載			
生活習慣病対策事業（慢性腎臓病（CKD）予防対策事業、予防啓発事業） 【健康づくり課】	○慢性腎臓病（CKD）医療連携体制の推進 ・医療機関と連携した訪問等栄養指導の実施 ・病診連携の推進 ・かかりつけ医、コメディカル研修会の実施 ○保健指導と普及活動の充実 ・糖尿病性腎症をはじめ腎機能が中等度に低下したCKD対象者への健康教育、健康相談、訪問等により重症化を防止する。 ・イベントや保健事業、広報紙等によるCKD予防の普及啓発活動の推進			

取組方針 3	受動喫煙防止対策の推進
---------------	--------------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		
		29	30	31
禁煙対策事業 【健康づくり課・国民健康保険課】	<ul style="list-style-type: none"> ○禁煙支援ネットワークを活用した禁煙相談・禁煙指導を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ・禁煙支援ネットワークの周知、研修会の開催 ・乳幼児健診等を通じた禁煙相談 ○病気のリスク軽減、受動喫煙防止につなげるため、禁煙希望者を対象に禁煙指導で使用するニコチンパッチを一部助成し、禁煙支援を行う。 			

個別施策 F7-3	歯科口腔保健を推進します
------------------	---------------------

5年後にめざす姿	対 象	意 図
	市民が	口腔の健康管理に努め、その機能を健全に保っている。

取組方針 1	フッ化物洗口の推進
---------------	------------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		
		29	30	31
フッ化物洗口推進事業 【健康づくり課】	<ul style="list-style-type: none"> ○こどものむし歯予防に有効なフッ化物洗口の実施を推進するため、市内の保育所、幼稚園、認定こども園、小・中学校へ、必要な薬剤等の支給又は購入に対する助成を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・実施施設職員、保護者を対象とした研修会の実施 ・新たに実施する施設等への支援 			
歯科口腔保健計画推進事業 <※再掲：取組方針2、3> 【健康づくり課】	<ul style="list-style-type: none"> ○平成24年度に策定した「長崎市歯科保健推進計画」について関係団体と協議し、推進状況を評価し、歯科口腔保健事業を推進する。なお、平成29年度に中間評価を行う。 ○全国的に展開される「歯と口の健康週間」に、長崎市歯科医師会と共催してイベントを実施する。 			

取組方針 2	歯科健(検)診の実施
---------------	-------------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		
		29	30	31
歯周疾患検診事業 【健康づくり課】	○歯周疾患の予防のため、歯科医院（個別）や特定健診会場等（集団）で、歯周疾患検診及び歯科保健指導を行う。			
歯科口腔保健計画推進事業 <※再掲：取組方針1、3> 【健康づくり課】	<ul style="list-style-type: none"> ○平成24年度に策定した「長崎市歯科保健推進計画」について関係団体と協議し、推進状況を評価し、歯科口腔保健事業を推進する。なお、平成29年度に中間評価を行う。 ○全国的に展開される「歯と口の健康週間」に、長崎市歯科医師会と共催してイベントを実施する。 			
歯科健診費助成事業 【国民健康保険課】	○う蝕・歯周疾患を早期発見し、早期治療につなげるため、満2歳～6歳の未就学児及び満18歳以上の国民健康保険被保険者に対して、歯科健診費の助成を行う。また、特定健診の一部の集団健診会場で歯科健診を同時実施する。			

取組方針 3		高齢者・障害者への口腔ケアの普及		
主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		
		29	30	31
障害者・高齢者歯科保健事業 【健康づくり課】	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者・高齢者訪問口腔保健指導及び治療支援を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ・寝たきり及び障害のため歯科医療機関で歯科保健医療を受けることができない者に対する在宅訪問による口腔保健指導の実施 ・在宅での歯科治療を行うために必要な医療機器購入に対する補助 ○ハートセンターにおけるう蝕予防活動を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ・う蝕予防の機会にあまり恵まれない幼児に対し、定期的な歯の健診とフッ化物の応用による、早期からのう蝕予防を実施 			
歯科口腔保健連携推進事業 【健康づくり課】	<ul style="list-style-type: none"> ○口腔保健支援センターを核として、関連部署との調整、外部関連団体との連携により歯科口腔保健施策を推進する。 ○歯科保健医療サービス提供困難者の健康を支援するため、多職種が共に対象者の口腔機能の維持・増進に資する内容について研修することで、歯科口腔領域の地域包括ケアシステムの構築を推進する。 ○障害者、要介護高齢者等の歯科口腔保健医療に関する知識や技術を有する歯科衛生士を育成する。 			
歯科口腔保健計画推進事業 <※再掲：取組方針1、2> 【健康づくり課】	<ul style="list-style-type: none"> ○平成24年度に策定した「長崎市歯科保健推進計画」について関係団体と協議し、推進状況を評価し、歯科口腔保健事業を推進する。なお、平成29年度に中間評価を行う。 ○全国的に展開される「歯と口の健康週間」に、長崎市歯科医師会と共催してイベントを実施する。 			

基本施策 F 8

安心できる衛生環境を確保します

5年後にめざす姿	対 象	意 図
	市民や観光客が	感染症や食中毒等の健康被害から守られている。

個別施策 F 8-1 **感染症の発生と感染拡大を防止します**

5年後にめざす姿	対 象	意 図
	市民が	感染症の発症やその重症化から守られている。

取組方針 1 **健康危機管理体制の充実**

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		
		29	30	31
感染症検査事業 【保健環境試験所】	○長崎市保健所に届け出があった感染症患者（疑いを含む）について、原因究明や感染拡大防止のための細菌、ウイルス等の検査を実施する。			

取組方針 2 **感染症に対する予防接種の実施と正しい知識の啓発普及**

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		
		29	30	31
乳幼児インフルエンザ予防接種事業 【こども健康課】	○インフルエンザの感染拡大を防ぐため、任意接種である乳幼児インフルエンザ予防接種に要する費用の一部を負担する。			
定期予防接種事業 【こども健康課】	○伝染の恐れがある疾病の発生とまん延を予防するため、子どもに対する各種予防接種を公費負担して実施する。 （対象疾病）ジフテリア、破傷風、百日せき、ポリオ、結核、日本脳炎、麻疹、風しん、ヒブ、小児の肺炎球菌、子宮頸がん、水痘			
幼児B型肝炎予防接種事業 【こども健康課】	○B型肝炎の発症及び重症化予防をさらに充実させるため、定期接種の対象外となる幼児に対し、任意接種に要する費用の一部を負担する。 （実施期間）平成29年12月31日まで （対象児童）平成26年4月1日～平成28年3月31日生まれの幼児	→		
高齢者等インフルエンザ予防接種事業 【地域保健課】	○高齢者のインフルエンザへのり患と重症化及びまん延化を防止するため、医療機関委託により、65歳以上の高齢者等を対象に予防接種を実施する。			
高齢者等肺炎球菌予防接種事業 【地域保健課】	○高齢者の肺炎球菌性肺炎の発症又は重症化を防止するため、医療機関委託により、65歳の高齢者等を対象に予防接種を実施する。平成26～30年度の5ヶ年は経過措置期間のため対象を拡大し実施する。			
感染症対策特別促進事業 【地域保健課】	○感染症予防のため、市民及び事業所等に対し感染症に対する正しい知識の普及啓発及び感染拡大の注意喚起を行う。 ○感染症の早期発見・治療のため、保健所や医療機関において各種検査を実施する。			
エイズ対策事業 【地域保健課】	○エイズに対する予防知識・行動に関する普及啓発活動を実施するとともに、感染者等を早期発見し、早期治療に繋げるため、HIV即日検査やエイズ相談を実施する。			

取組方針 3	結核予防対策の実施
--------	-----------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		
		29	30	31
結核管理指導事業 【地域保健課】	○結核のまん延と再発を防止するため、結核患者に対し、医療の終了までとその後6ヶ月ごとに2年間定期検診を実施し、患者と接触のあった者に対しては、接触直後又は2ヶ月後から6ヶ月ごとに2年間接触者健康診断を実施する。			
結核対策特別促進事業 【地域保健課】	○結核の予防及び患者の早期発見を目的に一般市民や事業所等に対し、正しい知識の普及啓発のためのキャンペーンや出前講座を実施する。 ○結核患者の治療完遂のため医療機関等と連携し直接服薬支援を行う。			
結核予防費補助事業 【地域保健課】	○結核の予防推進のため私立学校や施設の長が実施する定期健康診断に要する経費の一部を助成する。			

個別施策 F8-2	飲食物、生活環境等による健康被害発生を防止します
-----------	--------------------------

5年後にめざす姿	対 象	意 図
		市民や観光客が

取組方針 1	食品関連事業者の衛生意識の向上と自主衛生管理体制の確立
--------	-----------------------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		
		29	30	31
食品衛生監視活動事業 【生活衛生課】	○安全で安心な食品の提供のため、食品衛生法に基づき食品関係施設への許認可を行うとともに、食品衛生法、食品表示法及び健康増進法に基づく立入調査、食品の収去検査、従事者への衛生教育を行う。 ・食中毒（疑）事件の調査、被害拡大防止 ・飲食店等の食品営業施設への許可と監視 ・食品の収去検査			
観光施設等食中毒予防対策事業 【生活衛生課】	○長崎市を訪れる観光客が安心して滞在できるようにするため、観光施設（旅館・飲食店）等の衛生状態の監視と従業員への衛生教育の充実を図る。 ・簡易汚染測定器を利用した科学的な衛生状態の監視と指導 ・従業員を対象とした衛生教育の実施			
食品衛生指導員活動費補助事業 【生活衛生課】	○事業者の衛生意識の向上を図るため、食品関係事業者による自主的に衛生管理を行う「長崎市食品衛生協会」に所属する「食品衛生指導員」の巡回指導や研修活動に対し、助成する。 ・交付先：長崎市食品衛生協会			
薬事・毒劇物監視活動事業 【生活衛生課】	○健康被害を予防するため、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に基づく薬局、医薬品販売業及び医療機器販売業・賃貸業に係る許可及び監視指導、「毒物及び劇物取締法」に基づく毒物・劇物の取扱施設等の届出の受理及び監視指導を行う。			

取組方針 2	公衆浴場等の衛生指導の強化
--------	---------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		
		29	30	31
環境衛生監視活動事業 【生活衛生課】	○営業6法（旅館業法、興行場法、理容師法、美容師法、クリーニング業法、公衆浴場法）及び水道法、建築物衛生法、墓地埋葬法等に基づく生活衛生の維持のための許認可や施設と営業者の監視指導を行う。 ・健康被害事件等の調査、被害拡大防止 ・関係施設の許認可と監視指導			
公衆浴場補助事業 【生活衛生課】	○市民の生活衛生環境の維持を図るため、「一般公衆浴場」が「物価統制令」により利用料金の上限が定められ、厳しい経営環境におかれていることから、衛生管理費及び基幹施設整備費を助成することで経営支援を行う。 ・基幹施設整備費補助金 ・衛生管理費補助金			

環境衛生施設整備補助事業 (共同給水施設) 【生活衛生課】	○衛生的で安全な飲用水の供給のため、上水道の未給水地区にある共同給水施設等の整備費用を助成する。			
長崎県生活衛生同業組合 協議会長崎地区協議会補助事業 【生活衛生課】	○「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」に基づき組織された、各営業毎の生活衛生同業組合の連合組織の長崎地区組織の活動を支援するため、助成する。			

取組方針 3	ペットの適正な飼育方法の市民への啓発強化
---------------	-----------------------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		
		29	30	31
まちなこ不妊化推進事業 【動物管理センター】	○飼い主不明猫の繁殖抑制による引取り・殺処分数の減少を図るため、その不妊化手術にかかる費用を助成する。			
動物管理対策事業 【動物管理センター】	○狂犬病予防注射接種率の向上、および未登録犬を無くすため、啓発、調査、個別指導を行い、さらに猫を含めた適正飼養の普及、啓発を強化する。			
動物愛護週間行事事業 【動物管理センター】	○動物の愛護と適正な飼養についての知識と理解を広げるため、動物愛護週間（9月20日～26日）の行事として、長崎県獣医師会長崎支部と協働して動物愛護フェスタを開催する。			

取組方針 4	良好な火葬環境の整備
---------------	-------------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		
		29	30	31
火葬場施設整備事業 【もみじ谷葬斎場】	○火葬施設の老朽化に伴い、火葬炉及び設備機器を改修する。			
もみじ谷葬斎場建替計画の検討 【もみじ谷葬斎場】	○施設の不足や狭隘化、高齢化による火葬需要への対応など重要な課題を抱えていることから、建替計画の策定に向けての検討を行う。			

基本施策 F 9

安心できる医療環境の充実を図ります

5年後にめざす姿	対 象	意 図
	市民が	安心して適切な医療を受けることができる。

個別施策 F 9-1 救急医療体制の充実を図ります

5年後にめざす姿	対 象	意 図
	救急医療体制が	適切に整備されている。

取組方針 1 夜間や休日、年末年始における救急医療体制の確保

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		
		29	30	31
夜間急患センター運営事業 【地域保健課】	○夜間及び年末年始における初期救急医療体制を確保するため、夜間急患センターを運営する。 ・初期救急医療（内科、小児科、耳鼻咽喉科）の継続的な提供			
在宅当番医制運営事業 【地域保健課】	○休日や年末年始における初期救急医療の提供を維持するため、在宅当番医制を実施する。			
病院群輪番制病院運営費補助金 【地域保健課】	○夜間や休日、年末年始における二次救急医療体制を維持するため、病院群輪番制病院の運営に対し助成する。			
民間病院施設整備事業費補助金(病院群輪番制病院) 【地域保健課】	○夜間や休日、年末年始における二次救急医療体制を維持するため、病院群輪番制病院の設備整備に対し助成する。			
救急医療協力病院運営費補助金 【地域保健課】	○病院群輪番制病院への患者集中等により二次救急医療機能に支障がないよう、病院群輪番制病院を補完する救急医療協力病院の運営費に対し助成する。			
歯科在宅当番医制運営費補助金 【地域保健課】	○休日及び年末年始に診療を行う歯科在宅当番医制を運営する長崎市歯科医師会の運営費に対し助成する。			
長崎市薬剤師会調剤薬局運営費補助金 【地域保健課】	○長崎市夜間急患センターに併せて開局する調剤薬局の運営費に対し補助を行う。 ・収入と支出の収支差分			
地方独立行政法人長崎市立病院機構運営費負担金<※再掲：F9-2> 【地域医療室】	○地方独立行政法人長崎市立病院機構が運営する長崎みなとメディカルセンターの不採算医療費等に対し負担金を支出する。			
南部地区救急拠点病院運営費補助事業 【地域医療室】	○医療機関が少ない合併地区を含む南部地区の休日・夜間の小児救急医療体制を維持するため、地域の救急拠点病院である長崎記念病院への支援を行う。			
多言語通訳業務整備事業<※再掲：A3-3、E2-2> 【指令課】	○増加する外国人観光客や在留外国人からの119番通報の受信体制の充実を図るため、多言語通訳について、対応言語数を、5ヶ国語から7ヶ国語へ拡充する。			→

取組方針 2	質の高い救急業務の提供		
--------	-------------	--	--

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		
		29	30	31
救急体制整備事業 【警防課】	○救急救命処置の高度化に対応するため、老朽化した救急車両や資機材等の計画的な代替更新や救急救命士の養成を行う。			

取組方針 3	地域の救急救命体制の構築		
--------	--------------	--	--

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		
		29	30	31
救急艇運営事業 【地域保健課】	○高島地区の救急患者等を輸送する救急艇「たかしま」の運行管理を行う。			
AED整備推進事業 【地域保健課】	○地域における病院に搬送する前の救急救護体制の推進を図るため、市有施設へのAEDの設置・管理を行う。			
診療所運営事業 【伊王島国民健康保険診療所・高島国民健康保険診療所・池島診療所・小口診療所・野母崎診療所】	○離島・へき地等における医療を提供するため、市立診療所を運営する。			
救急体制整備事業 【警防課】	○地域の病院前救護体制を充実させるため、市民と救急隊の連携体制を構築する。 ・市民に対するAEDの使用を含む応急手当の普及促進 ・救急サポートステーションの登録拡大 ・中学生を対象としたスクール救命サポーター育成事業の推進 ・救急事故を未然に防ぐための予防救急の普及と救急車適正利用の推進			

個別施策 F9-2	地域医療提供体制の充実を図ります	
-----------	------------------	--

5年後にめざす姿	対 象	意 図
		医療提供体制が

取組方針 1	医療機関相互の連携や機能分担の推進及び適切な受診行動の周知		
--------	-------------------------------	--	--

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		
		29	30	31
長崎市地域保健医療対策協議会開催事業 【地域保健課】	○長崎県医療計画の中で、長崎市における医療のあり方等について提言を行い、長崎市として事業の推進を図るため協議会を開催する。 ○長崎地域における脳卒中に関する保健・医療・福祉の連携を図るため、長崎地域脳卒中連携協議会を開催し、関連する団体・組織と協力し、脳卒中発症から在宅等生活まで一貫した質の高い医療・福祉サービスの提供体制を推進する。			
地域医療対策事業 【地域医療室】	○地域医療提供体制の適切な整備のため、長崎市地域医療審議会を開催し、持続可能な地域医療提供体制の検討を行う。			
地方独立行政法人長崎市立病院機構運営費負担金 <※再掲：F9-1> 【地域医療室】	○地方独立行政法人長崎市立病院機構が運営する長崎みなとメディカルセンターの不採算医療費等に対し負担金を支出する。			

民間病院施設整備事業費補助金（医療機器） 【地域医療室】	○医療資源が限られている地域において、市民がその地域の病院でより質の高い医療の提供を受けることができるよう、当該病院が行う医療機器の整備に対し助成する。	←		
---------------------------------	--	---	--	--

取組方針 2	医療と介護・福祉の連携の推進
---------------	-----------------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		
		29	30	31
在宅医療・介護連携推進事業 <※再掲：F2-1> 【地域包括ケアシステム推進室】	○住み慣れた地域で最期まで暮らし続けられるよう、在宅医療及び介護連携推進の拠点となる「包括ケアまちなかラウンジ」の機能強化を図るとともに、各関係機関と連携した多職種協働の研修及び市民向け講座等、普及啓発を実施する。			

取組方針 3	医療従事者の確保
---------------	-----------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		
		29	30	31
看護の日行事開催費補助事業 【地域保健課】	○看護についての市民の関心と理解を深めるとともに、若者たちが看護職をめざすきっかけづくりとして開催される「看護の日」の記念行事に対し、助成する。			
長崎市医師会看護専門学校運営費補助金 【地域保健課】	○看護師、准看護師や助産師の安定的養成及び確保を図り、適切な医療提供を維持するため、長崎市医師会看護専門学校の運営費に対し、助成する。			

取組方針 4	医療安全対策の推進
---------------	------------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		
		29	30	31
医療機関の立入検査事業 【地域保健課】	○医療の安全を確保するため、医療機関が適正な管理を行っているか否かについて立入検査を実施し、指導、助言を行う。			
医療安全相談事業 【地域保健課】	○医療に関する市民の相談を受け付けることにより、市民と医療機関の信頼関係の構築を支援するとともに、医療機関への情報提供を通じて医療の安全の向上を図る。			